

奈良市公報

号 外 第 15 号

平成22年 6 月22日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………	1
○奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………	1
○奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○奈良市ならまちセンター条例施行規則及び入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………	4
○奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則……………	4
○奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○奈良市母子福祉センター条例施行規則を廃止する規則……………	5
○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則……………	5
○奈良市火災予防規則の一部を改正する規則……………	12
○奈良マーチャントシードセンター条例施行規則等の一部を改正する規則……………	15
○奈良市証紙条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………	21
○奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則……………	22
○奈良市公印規則の一部を改正する規則……………	24
○正誤表……………	24

規 則

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第38号

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第27条第 1 項第 8 号ただし書を次のように改める。

ただし、障害者又は扶養義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付を受けている世帯（単給世帯を含む。）に属する者に限る。

第29条第 2 号中「1,000円」を「 0 円」に改める。

附 則
（施行期日）

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行し、この規則による改正後の奈良市障害者自立支援法施行細則（以下「新規則」という。）第27条及び第29条の規定は、同日以後の利用に係る地域生活支援事業について適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市障害者自立支援法施行細則の規定に基づき地域生活支援事業の利用の決定を受けている者で、新規則第27条の規定により地域生活支援事業の対象者でなくなるものの地域生活支援事業の利用については、同条の規定にかかわらず、現に受けている地域生活支援事業の利用の決定の期間内に限り、なお従前の例による。

（平成22年 3 月31日揭示済）

奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第39号

奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則（平成15年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」に改める。

第 2 条第 1 項中「省令第 1 条第 1 項」の次に「又は第 2 条第 1 項」を加え、同項の表各階平面図の項及び 2 面以上の立面図の項を削り、同条第 2 項中「省令第 1 条第 2 項」の次に「（省令第 2 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「変更前及び変更後」を「変更内容」に改め、同条第 4 項中「添付書類」を「添付図書」に改める。

第3条を次のように改める。

(定期報告に係る添付書類等)

第3条 省令第3条に規定する定期報告書には、次の表に掲げる図面を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに報告に係る建築物と他の建築物との別

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する図面のほか、必要な図書を添付させることがある。

3 前2項に規定する添付図書の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第40号

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条見出し中「係」を「隊」に改め、同条第1項中「係を」を「隊を」に改め、同項災害対策室の部分の部分を次のように改める。

災害対策室

消 防 課 指揮救助隊

予 防 課

第2条第1項災害対策室の部分の次に次のように加える。

情報救急室

救 急 課

指 令 課

第2条第2項中「総務課長」を「課長」に改める。

第3条第19号中「消防課施設係」を「消防課の主管」に改める。

第4条を次のように改める。

(消防課の事務)

第4条 消防課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 災害の警備に関すること。
- (2) 災害対策の連絡及び調整に関すること。
- (3) 非常警防体制及び特別警戒体制の実施に関すること。
- (4) 消防相互応援協定に関すること。
- (5) 地域防災計画及び水防計画に関すること。
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発

行為に係る同意に関すること。

- (7) 消防水利の開発及び保全に関すること。
- (8) 水防資器材の整備保全に関すること。
- (9) 防災総合訓練等に関すること。
- (10) 消防車両等の配置計画に関すること。
- (11) 消防機械器具の整備及び整備技術の指導に関すること。
- (12) 特殊な消防機械器具の操作技術の指導に関すること。
- (13) 消防車両等の燃料に関すること。
- (14) 消防車両等の登録及び検査等に関すること。
- (15) 車両管理の総括に関すること。
- (16) 公務による交通事故の物損処理に関すること。
- (17) 室及び課の庶務に関すること。

2 指揮救助隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 救助対策及び救助活動に関すること。
- (2) 救助隊の教育訓練及び救助技術に関すること。
- (3) 救助機械器具の整備保全及び操作技術の指導に関すること。
- (4) 救助統計に関すること。
- (5) 救助の警備計画に関すること。
- (6) 災害現場の安全管理及び現場指揮体制の調査研究に関すること。
- (7) 災害現場の情報収集及び現場広報に関すること。
- (8) 災害の警戒及び防除に関すること。
- (9) 消防活動技術の研究に関すること。
- (10) 火災防御検討会に関すること。
- (11) 警防計画及び訓練に関すること。
- (12) 緊急消防援助隊の出動に関すること。
- (13) 国際消防救助隊の派遣に関すること。
- (14) 隊の庶務に関すること。

第4条の2を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

(救急課の事務)

第5条 救急課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 救急業務の基本計画に関すること。
- (2) 救急隊の運用に関すること。
- (3) 救急情報の収集及び救急統計に関すること。
- (4) 救急医療関係機関等との連絡及び調整に関すること。
- (5) 救急隊員の感染防止対策及び健康管理に関すること。
- (6) 救急資機材の配置及び開発に関すること。
- (7) 救急業務の需要に係る対策に関すること。
- (8) 救急救命士及び救急隊の教育訓練に関すること。
- (9) 救急医療及び救急技術の調査研究に関すること。
- (10) 応急手当の普及啓発活動に関すること。
- (11) 患者搬送事業に関すること。
- (12) メディカルコントロール体制（医療機関等との連携により救急業務の質的向上を図る体制をいう。）に関すること。
- (13) 救急業務の高度化推進に関すること。
- (14) 救急ワークステーション設置準備に関すること。
- (15) 課の庶務に関すること。

(予防課の事務)

第 6 条 予防課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 火災予防施策の計画立案に関すること。
- (2) 火災予防の対策及び広報に関すること。
- (3) 防火管理者資格講習及び指導に関すること。
- (4) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (5) 火災警報の発令に関すること。
- (6) 予防統計に関すること。
- (7) 女性防災クラブに関すること。
- (8) 住宅防火に関すること。
- (9) 住宅用火災警報器の普及促進に関すること。
- (10) 危険物の許可、認可及び規制に関すること。
- (11) 指定可燃物その他特殊な物質の防火に関すること。
- (12) 危険物取扱者等及び危険物施設の管理者の指導に関すること。
- (13) 液化石油ガスその他の高圧ガスの防火指導に関すること。
- (14) 危険物の災害予防対策及び調査研究に関すること。
- (15) 建築物の確認、許可及び認可の同意に関すること。
- (16) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (17) 建築物の防火に関すること。
- (18) 防火対象物の使用届出等に関すること。
- (19) 防災規制の指導に関すること。
- (20) 予防査察の計画、実施及び指導に関すること。
- (21) 防火対象物の違反処理に関すること。
- (22) 課の庶務に関すること。

第11条を第12条とする。

第10条中「若しくは係」を削り、同条を第11条とする。

第 9 条第 1 項中「理事」を「副局長」に改め、同条第 2 項中「理事」を「副局長」に、「次に定める順序により、次長」を「あらかじめ局長が定める職員」に改め、同項各号を削り、同条を第10条とする。

第 8 条中第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、第 9 項を削り、第 8 項を第11項とし、第 7 項を第10項とし、第 6 項を第 9 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

8 隊長は、上司の命を受けて隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第 8 条中第 5 項を第 7 項とし、第 2 項から第 4 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 2 項を加え、同条を第 9 条とする。

2 副局長は、局長を補佐し、局内の総合調整を図るとともに、局事務の重要事項を掌理する。

3 消防危機統制監は、上司の命を受けて危機管理施策を統括し、専門的な知識を必要とする業務の円滑な執行に努めるとともに、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

第 7 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 局に副局長及び消防危機統制監を置く。

3 特に必要があるときは、局に参事を置くことができる。

第 7 条中第12項を第13項とし、同条第11項中「理事、次長」を「副局長、消防危機統制監」に、「主幹」を「隊長及び主

幹」に改め、「係長は消防司令補」を削り、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、同条第 9 項中「主査」を「課長補佐又は主査」に、「選任しなければならない」を「選任することができる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第 8 項中「係に係長を置き、」を削り、「置く」を「置くことができる」に改め、同項を同条第 9 項とし、第 7 項中「課長補佐」を「課長補佐及び主査」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「主幹及び主査」を「主幹」に改め、同項の次に次の 1 項を加え、同条を第 8 条とする。

6 隊に隊長を置く。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(指令課の事務)

第 7 条 指令課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子計算機器及び入出力媒体の管理に関すること。
- (2) 電子計算機器処理に係る情報の管理に関すること。
- (3) 端末機の操作研修及びパスワードの管理に関すること。
- (4) その他電子計算機器の運用に関すること。
- (5) 水火災、救急その他の災害の受報及び出動指令に関すること。
- (6) 通信施設及び器具の運用管理に関すること。
- (7) 消防隊等の出動の統制的運用に関すること。
- (8) 水火災、救急その他の災害の現場の通信統制に関すること。
- (9) 水火災、救急その他の災害の現場の情報収集及び連絡に関すること。
- (10) 職員の非常招集に関すること。
- (11) 医療機関等との連絡及び協調に関すること。
- (12) 通信施設の技術研究及び指導に関すること。
- (13) 防災気象の通信連絡に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(奈良市消防職員委員会規則の一部改正)

2 奈良市消防職員委員会規則（平成 8 年奈良市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「消防局理事、消防局を担当する次長及び消防署を担当する次長」を「副局長及び消防危機統制監」に改める。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第41号

奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則

(昭和44年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第10号」を「第2条第9号」に改める。
別表消防監の項中「理事、次長」を「副局長、消防危機統制監」に改め、同表消防司令長の項中「文化財防災官」の次に「、隊長」を加え、同表消防司令の項中「、消防分署長及び消防出張所長」を「及び消防分署長」に改め、同表消防司令補の項中「消防局、」を削り、「、消防分署及び消防出張所」を「及び消防分署」に改め、同表消防士長の項中「、消防分署及び消防出張所」を「及び消防分署」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市ならまちセンター条例施行規則及び入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第42号

奈良市ならまちセンター条例施行規則及び入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市ならまちセンター条例施行規則(平成元年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用料の不徴収)

第9条の2 条例第9条の2の規則で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を行うため使用する自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する自動車
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の級別が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までであるもの、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が乗車している自動車
- (4) その他市長が定める自動車

第11条の次に次の1条を加える。

(駐車券を紛失した場合の手続)

第11条の2 駐車場を使用する者は、駐車券を紛失したときは、直ちに運転免許証を提示し、必要事項を係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則の一部改正)

第2条 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則(平成7年奈良市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用料の不徴収)

第9条の2 条例第10条の2の規則で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を行うため使用する自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する自動車
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の級別が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までであるもの、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が乗車している自動車
- (4) その他市長が定める自動車

第12条の次に次の1条を加える。

(駐車券を紛失した場合の手続)

第12条の2 駐車場を使用する者は、駐車券を紛失したときは、直ちに運転免許証を提示し、必要事項を係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第43号

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市男女共同参画センター条例施行規則(平成14年奈良市規則第108号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

- (1) 附属設備の追加使用の承認を受けて使用料を納付する場合 使用の日
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認めるとき 使用の日後1箇月に当たる日

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第44号

奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則（昭和55年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（平成13年奈良市条例第55号）」を「（平成21年奈良市条例第51号）」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1号中「第27条」を「第43条」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市母子福祉センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第45号

奈良市母子福祉センター条例施行規則を廃止する規則

奈良市母子福祉センター条例施行規則（昭和46年奈良市規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第46号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第43号様式」の次に「、第43号様式の2」を加える。

第5条の2第1項中「法人等設立・事務所等開設申告書」を「法人等設立・開設申告書」に改める。

別記第41号様式（1枚目）及び第42号様式（1枚目）中「市民税・県民税課税明細」を「市民税・県民税決定の明細」に改め、

分離課税	所得の明細	金額 (円)	特別控除等の明細	金額 (円)	を
	長期譲渡所得		長期譲渡特別控除額		
	短期譲渡所得		短期譲渡特別控除額		
	株式等譲渡所得		本年度分で差し引く株譲繰越損失額		
	先物取引に係る雑所得		本年度分で差し引く先物繰越損失額		

課	区 分	金額 (円)	市民税 (円)	県民税 (円)
	山林・退職・総所得			

分離課税	所得の明細	金額 (円)	特別控除等の明細	金額 (円)	に改める。
	長期譲渡所得		長期譲渡特別控除額		
	短期譲渡所得		短期譲渡特別控除額		
	株式等譲渡所得		本年度分で差し引く株譲繰越損失額		
	上場株式等の配当所得		本年度分で差し引く先物繰越損失額		
課	区 分	金額 (円)	市民税 (円)	県民税 (円)	
	山林・退職・総所得				

別記第43号様式の次に次の1様式を加える。

納税者

年度 市民税・県民税額決定通知書

奈良市

あなたの市民税・県民税を公的年金から特別徴収の方法によって徴収します。

年 月 日

奈良市長

印

通知書番号

年度 市民税・県民税決定の明細

所得等の明細 (給与収入) (金 額 (円))	所得の明細 (金 額 (円))	特別控除等の明細 (金 額 (円))
給与所得	長期譲渡所得	長期譲渡特別控除額
総営業所得	短期譲渡所得	短期譲渡特別控除額
不動産所得	株式等譲渡所得	本年度分で差し引く 繰越譲渡損失額
所得	上掲株式等の配当所得	本年度分で差し引く 繰越譲渡損失額
利子・配当所得	先物取引に係る雑所得	先物譲渡損失額
(公的年金収入) ()	区分 金 額 (円)	市民税 (円)
雑所得	山林・退職・総所得	県民税 (円)
譲渡・一時所得		
雑所得金額計		
山林・退職所得		
本年度分で差し引く繰越損失額		

所得控除の明細 (金 額 (円))	所得の明細 (金 額 (円))	特別控除等の明細 (金 額 (円))
所得控除	調整控除額	
雑損・医療費	配当所得	
社会保険・小企共済	所得割額	
生命保険料	所得割額	
地震保険料	所得割額	
障害・寡・勤	所得割額	
配偶者・配特	所得割額	
扶養控除	所得割額	
基礎控除	所得割額	
所得控除金額計	所得割額	

あなたが、昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

公的年金から仮特別徴収分として徴収する額及び徴収月

徴収月	(円)	(円)	(円)
年 月			
年 月			
年 月			

本年度分の市民税・県民税のうち、公的年金の支払者が下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月等

徴収月等	(円)	(円)	(円)
年 月			
年 月			
年 月			
仮徴収分と本徴収分の合計額			

また、あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

公的年金から仮特別徴収分として徴収する額及び徴収月

徴収月	(円)	(円)	(円)
年 月			
年 月			
年 月			

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収について

あなたの市民税・県民税を、下記の公的年金から特別徴収の方法によって徴収します。

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び公的年金の種類	
支払者の名称	
公的年金の種類	

通知書番号

(注) 裏面に、課税の根拠、この通知書について不服がある場合における救済方法、税額の計算方法等について記載する。

第54号様式

[illegible]

(注)裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第64号様式（表）中

	加 入 者
	奈良市会計管理者

を

口 座 番 号	加 入 者
— —	奈良市会計管理者

に

改め、

指 定 金 融 機 関 名 (取りまとめ店)	
------------------------------	--

を

指 定 金 融 機 関 名 (取りまとめ店)	
取りまとめ店	

に改める。

別記第66号様式を次のように改める。

法人等設立・開設申告書		※ 処理		マスター	メンテ	台 帳	
		※ 法人番号				法 人	事業所
受付印 年 月 日 (あて先) 奈良市長	本店所在地	〒 電話 () -					
	(フリガナ)						
	法 人 名						
	代表者住所						
	(フリガナ)						
	代表者氏名						代表者印 ㊞
送付先・連絡先 (本店以外に送付の場合)		〒 電話 () -					
設 立 年 月 日	年 月 日		開 設 年 月 日		年 月 日		
事業年度又は連結事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日				
資本金の額又は出資金の額	円		事 業 種 目				
法人税の申告をする税務署	税務署		法人税申告期限の延長処分		☐ 有 (か月) ☐ 無		
単独又は分割法人の区分	☐ 単独法人 ☐ 分割法人 ☐ 登記のみ		収益事業の有無		☐ 有 (年 月 日から) ☐ 無		
奈良市内に設立した 本店又は開設した 事務所等	名称		所在地				
			〒 電話 () -				
			〒 電話 () -				
奈良市内に本店所在地があり 他市町村に別の事務所の有無	☐ 有 (県内・県外) ☐ 無		有の場合の 所 在 地		〒 電話 () -		
従業者数	全従業者数	奈良市従業者数	奈良市に本店 の転入の場合 前本店所在地 (フリガナ)				
	人	人					
法人税に おける 連結納税 承認の有無	☐ 有 (・連結親法人 ・連結子法人) ☐ 無	設立・開設 した法人が 連結子法人	連結親法人の名称				
			連結親法人の所在地				
			〒 電話 () -				
届 出 法 人 が 連結納税を行う		☐ 最初 ☐ 最後の連結事業年度 通常連結事業年度		年 月 日 ~ 年 月 日 月 日 ~ 月 日			
事業所税に 関する事項	奈良市内において ☐ 開始 ☐ 廃止 した事務所等 ①		奈良市内に所在する全ての 事務所等 (①を除く。) ②		合計 (開設の場合①+②) (廃止の場合②のみ)		
	床 面 積	m ²	m ²		m ²		
	従業者数	人	人		人		
事業所用の 家屋の所有者	氏 名 (名 称)			住 所 (所在地)	電話 () -		
添 付 書 類	☐ 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) の写し ☐ 合併契約書、分割計画書、分割契約書の写し						
	☐ 事業年度等が確認できる定款等の写し ☐ 連結法人関係の法人税書類の写し						
	☐ 株主総会議事録の写し ☐ その他 ()						
備考			関与税理士 氏 名 連 絡 先	電話 () - ㊞			

(注) ※の欄は記載しないでください。

別記第66号様式の2を次のように改める。

法人等異動届出書

※ 処理

マスター

メンテ

台 帳

※ 法人番号

法 人

事業所

受付印

年 月 日

本店所在地

〒

電話 () -

(フリガナ)

法 人 名

代表者住所

(フリガナ)

代表者氏名

代表者印
印

異 動 事 項

異 動 前

異 動 後

異 動 年 月 日

法 人 名

年 月 日

本 店
所 在 地 事務所
送付先

本店移転後、奈良市に事務所等は 有 ・ 無 ・ 登記のみ

奈良市内
事務所等の
移転
追加
廃止

上記の廃止等したもの以外に奈良市に事務所等は 有 ・ 無

代 表 者
氏 名 ・ 住 所

年 月 日

事 業 年 度 又 は
連 結 事 業 年 度

月 日から 月 日まで

月 日から 月 日まで

年 月 日

資 本 金

年 月 日

休 業

年 月 日

事業（営業活動）再開予定日 年 月 日

休 業 中 の 連 絡 先

〒

電話 () -

休 業 に 至 っ た 理 由

解 散

年 月 日

清算人の住所・氏名

〒

解散後の市内清算事務所の
有 無

清 算 結 了

年 月 日

電話 () -

□ 有 □ 無

合 併 ・ 分 割

・合併期日 年 月 日

市内事務所等を合併法人又は分割承継法人に

□ 引き継ぐ
□ 引き継がない

・分割期日 年 月 日

被合併法人又は分割承継法人の本店所在地・法人名

□ 分割型分割

(本店所在地)

□ 分割型以外の分割

(名 称)

これは法人税法上の適格合併又は適格分割に

□ 該当する
□ 該当しない

備 考

添 付 書 類

□ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

□ 事業年度等が確認できる定款等の写し

□ 株主総会議事録の写し

□ 合併契約書、分割計画書、分割契約書の写し

□ 連結法人関係の法人税書類の写し

□ その他 ()

関与税理士
氏 名
連 絡 先

電話 () -

印

(注) ※の欄は記載しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第47号

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則

奈良市火災予防規則（昭和37年奈良市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(防火管理者及び防災管理者の選任又は解任の届出)

第 5 条 規則第 4 条第 1 項に規定する防火管理者の選任又は解任の届出書及び規則第51条の 9 前段に規定する防災管理者の選任又は解任の届出書は、消防長に 2 通提出するものとする。

- 2 消防長は、前項の届出書を受理した場合において、内容を審査し、当該防火管理者の選任又は解任が令第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定に適合し、又は当該防災管理者の選任又は解任が令第47条第 1 項の規定に適合しているときは、その 1 通に受付印（別記第 4 号様式）を押して返付する。

第 5 条の 3 第 2 項中「第 8 条の 2 の 2 第 1 項」の次に「(第36条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、「(別記第 4 号様式の 2)」を「(別記第 4 号様式の 4)」に改め、同条を第 5 条の 4 とする。

第 5 条の 2 中「第 4 条の 2 第 2 項」の次に「、第 5 条第 2 項」を加え、同条を第 5 条の 3 とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(共同防火管理協議事項及び共同防災管理協議事項の届出)

第 5 条の 2 次の各号に掲げる届出は、当該各号に掲げる書面を消防長に 2 通提出して行うものとする。

- (1) 法第 8 条の 2 第 2 項の規定による防火管理上必要な業務に関する事項の届出 共同防火管理協議事項届出書（別記第 4 号様式の 2）
- (2) 法第36条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 2 項に規定する防災管理上必要な業務に関する事項の届出 共同防災管理協議事項届出書（別記第 4 号様式の 3）

- 2 消防長は、前項の届出を受理した場合において、当該事項が当該届出に係る防火対象物に適応したものであると認めたときは、同項の届出書の 1 通に届出済印を押して返付する。

第 5 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(自衛消防組織の設置の届出)

第 5 条の 5 規則第 4 条の 2 の15第 2 項に規定する自衛消防組織の設置の届出書は、消防長に 2 通提出するものとする。

- 2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、内容を審査し、当該自衛消防組織が当該届出に係る防火対象物に適応したものであると認めたときは、その 1 通に届出済印を押して返付する。

- 3 前項の規定により返付された届出書は、当該届出に係る防火対象物において保管し、消防職員の要求があつたときは、提示するものとする。

第13条中「第56条第13号」を「第56条第14号」に改める。

別記第 4 号様式の 2 中「(第 5 条の 3 関係)」を「(第 5 条の 4 関係)」に改め、同様式を別記第 4 号様式の 4 とする。

別記第 4 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 4 号様式の 2 （第 5 条の 2 関係）

共同防火管理協議事項届出書

						年	月	日
(あて先) 奈良市消防長								
						届出者（協議会代表者）		
						住 所		
						氏 名		
						印		
次のとおり、共同防火管理協議事項を定めた（変更した）ので届け出ます。								
防 火 対 象 物 の 所 在 地								
防 火 対 象 物 の 名 称								
協 議 会 代 表 者 職 ・ 氏 名								
統 括 防 火 管 理 者	職 ・ 氏 名							
	資 格	講 習	講 習 期 間		修了年月日	年 月 日		
			種 別	☐ 甲種 ☐ 乙種	修了証番号			
		そ の 他		☐ 消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号（ロ・ハ） ☐ 消防法施行規則第 2 条第（ ）号				
防 火 対 象 物 の 用 途 そ の 他 必 要 な 事 項 (変更の場合は、主要な変更事項)								
そ の 他 の 協 議 事 項						別 添 の と お り		
※ 受 付 欄						※ 経 過 欄		

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

第 4 号様式の 3 （第 5 条の 2 関係）

共同防災管理協議事項届出書

					年	月	日
(あて先) 奈良市消防長					届出者（協議会代表者）		
					住 所		
					氏 名		
					印		
次のとおり、共同防災管理協議事項を定めた（変更した）ので届け出ます。							
防 災 管 理 対 象 物 の 所 在 地							
防 災 管 理 対 象 物 の 名 称							
協 議 会 代 表 者 職 ・ 氏 名							
統 括 防 災 管 理 者	職 ・ 氏 名						
	資 格	講 習	講 習 期 間		修了年月日	年 月 日	
			種 別	防 災 管 理 ☐ 新規講習 ☐ 再講習	修了証番号		
		そ の 他		☐ 消防法施行令第47条第 1 項第 号 ☐ 消防法施行規則第51条の 5 第 号 ()			
防 災 管 理 対 象 物 の 用 途 そ の 他 必 要 な 事 項 (変更の場合は、主要な変更事項)							
そ の 他 の 協 議 事 項					別 添 の と お り		
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄		

備考

1 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良マーチャントシードセンター条例施行規則等の一部
を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第48号

奈良マーチャントシードセンター条例施行規則等の
一部を改正する規則

(奈良マーチャントシードセンター条例施行規則の一部
改正)

第 1 条 奈良マーチャントシードセンター条例施行規則
(平成 3 年奈良市規則第23号) の一部を次のように改正
する。

第10条第 1 項中「場合」の次に「又は第 7 条の規定に
よる使用時間の延長について承認書の交付を受ける場合」
を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体が使用する場合であっ
て、市長が後納することについてやむを得ないと認め
るときは、使用の日後 1 箇月に当たる日までに納付す
ることができる。

第10条第 2 項を削る。

別記第 9 号様式を次のように改める。

第 9 号様式（第12条関係）

奈良マーチャントシードセンター使用料還付申請書

受付第 号

年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所

団 体 名

氏名又は
代表者名 印

電 話 （ ）

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日 及 び 承認番号	
使用料納付年月日	年 月 日
使用料納付済額	円
還付申請の理由	
還付の内訳 ☐ 奈良マーチャントシードセンター条例第9条の規定を適用し、還付しません。 ☐ 奈良マーチャントシードセンター条例施行規則第12条第1項第 号の規定を適用し、使用料 円 を還付します。	

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書、使用変更承認書及び領収書を添付してください。

通知第 号

年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合		本 店 支 店 出張所
口座の種別	普通・当座	口 座 番 号	
口座名義人	フリガナ		

(奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 2 条 奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成15年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体が使用する場合であつて、市長が後納することについてやむを得ないと認めるときは、使用の日後 1 箇月に当たる日までに納付することができる。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第12条関係）

奈良市勤労者総合福祉センター使用料還付申請書

受付第 号
年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所

申請者 氏 名 印

（団体の場合はその名称及び代表者名）

電 話 （ ）

次のとおり奈良市勤労者総合福祉センターの使用料の還付を申請します。

使用承認の年月日	年 月 日
承認番号	第 号
使用料納付年月日	年 月 日
納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳

- ☐ 奈良市勤労者総合福祉センター条例第 8 条本文の規定を適用し、還付しません。
- ☐ 奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則第12条第 1 項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 承認書及び変更承認書を添付してください。

通 知 第 号
年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合	本 店 支 店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号
口座名義人	フリガナ	

(なら工藝館条例施行規則の一部改正)

第 3 条 なら工藝館条例施行規則（平成12年奈良市規則第 66号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「場合」の次に「又は第 7 条の規定による使用時間の延長について承認書の交付を受ける場合」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体が使用する場合であつて、市長が後納することについてやむを得ないと認めるときは、使用の日後 1 箇月に当たる日までに納付することができる。

第10条第 2 項を削る。

別記第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第12条関係）

なら工藝館個展展示コーナー使用料還付申請書

受付第 号
年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所 _____
申請者 団 体 名 _____
氏名又は
代表者名 _____ 印
電 話 （ ） _____

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用承認の年月日 及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使用料納付年月日	年 月 日
使用料納付済額	円
還付申請の理由	

還付の内訳
☐ なら工藝館条例第 9 条の規定を適用し、還付しません。
☐ なら工藝館条例施行規則第12条第 1 項第 号の規定を適用し、使用料 円を還付します。

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書、使用変更承認書及び領収書を添付してください。

通 知 第 号
年 月 日

※ 還付金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合		本 店 支 店 出張所
口座の種別	普通・当座	口 座 番 号	
口座名義人	フリガナ		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当
分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市証紙条例を廃止する条例の施行に伴う関係規則の
整理に関する規則をここに公布する。
平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第49号

奈良市証紙条例を廃止する条例の施行に伴う関係規
則の整理に関する規則

(奈良市墓地条例施行規則の一部改正)

第 1 条 奈良市墓地条例施行規則（昭和43年奈良市規則第
64号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式中

収入証紙貼付欄

台	座	図	面

領収印

台	座	図	面

改める

(奈良市興行場法施行細則の一部改正)

第 2 条 奈良市興行場法施行細則（平成14年奈良市規則第
11号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

奈良市収入証紙
はり付け欄

 を削る。

(奈良市旅館業法施行細則の一部改正)

第 3 条 奈良市旅館業法施行細則（平成14年奈良市規則第
12号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までの規定中

奈良市収入証紙
はり付け欄

 を削る。

(奈良市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第 4 条 奈良市公衆浴場法施行細則（平成14年奈良市規則
第13号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

奈良市収入証紙
はり付け欄

 を削る。

(奈良市化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第 5 条 奈良市化製場等に関する法律施行細則（平成14年

奈良市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び別記第 6 号様式中

奈良市収入証紙
はり付け欄

 を削る。

(奈良市美容師法施行細則の一部改正)

第 6 条 奈良市美容師法施行細則（平成14年奈良市規則第
22号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中

奈良市収入証紙
はり付け欄

 を削る。

(奈良市理容師法施行細則の一部改正)

第 7 条 奈良市理容師法施行細則（平成14年奈良市規則第
23号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中

奈良市収入証紙
はり付け欄

 を削る。

(奈良市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第 8 条 奈良市クリーニング業法施行細則（平成14年奈良
市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

奈良市収入証紙
はり付け欄

 を削る。

(奈良市温泉法施行細則の一部改正)

第 9 条 奈良市温泉法施行細則（平成14年奈良市規則第62
号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式の 2 から別記第 2
号様式の 4 までの規定中

奈良市収入証紙
はり付け欄

 を削る。

(奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法
律施行細則の一部改正)

第10条 奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関す
る法律施行細則（平成14年奈良市規則第21号）の一部を
次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 3 号様式、別記第 8 号様式及

び別記第 9 号様式中

奈良市収入証紙
はり付け欄

 を削る。

(奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規
則の一部改正)

第11条 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施
行規則（平成14年奈良市規則第25号）の一部を次のよう
に改正する。

第 1 号様式（裏）を次のように改める。

備考

- 1 新規・更新は、不要なものを消してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 添付書類
- (1) 誓約書
- (2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽

- 管理士免状の写し
- (3) 浄化槽保守点検業器具明細書
 - (4) 連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名若しくは名称及び営業所の所在地を記載した書類
 - (5) 住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）
 - (6) 健康保険証の写し等浄化槽管理士が浄化槽保守点検業者の専属であることを証する書類
 - (7) 営業所及び事務所の付近見取図
 - (8) 申請者が現に都道府県知事又は他の保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている場合にあっては、その旨を明らかにする書類
 - (9) その他（市長が必要と認める書類）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則によるそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
（平成22年 3 月31日揭示済）

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第50号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の 1 条を加える。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第25条 条例第21条の 3 第 1 項に規定する届書は、奈良市国民健康保険条例第21条の 3 の規定による届（別記第16号様式）による。

別記第15号様式の次に次の 1 様式を加える。

第16号様式（第25条関係）

奈良市国民健康保険条例第21条の3の規定による届

次の者は、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当するため、奈良市国民健康保険条例第21条の3の規定に基づき、届出をします。

記号番号	奈 1	調定コード			—					
対象者氏名										
対象者生年月日	年 月 日									
離職年月日	年 月 日									
適用年月日（離職日の翌日）	年 月 日									

失業理由（雇用保険受給資格者証の写し添付）

1. 特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主都合により離職）
理由コード 11・12・21・22・31・32 （該当コードを○で囲んでください。）
2. 特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職）
理由コード 23・33・34 （該当コードを○で囲んでください。）

年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所 奈良市 _____
世帯主
氏 名 _____ ㊞

附 則
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3 月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第51号

奈良市公印規則の一部を改正する規則
奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を
次のように改正する。

別表出張所・連絡所専用市長印の項中

を

西部出張所
総務課

に、

月ヶ瀬行政
センター庶
務課

を

月ヶ瀬行政
センター総
務課

に、

都 祁 行 政
センター庶
務課

を

都 祁 行 政
センター総
務課

に改め、同表下水道

小判形 縦13 横10	奈良診療所	診療所事務 用	1
	月ヶ瀬診療 所		1
	都祁診療所		1

小判形 縦13 横10	奈良診療所	診療所事務 用	1
-------------------	-------	------------	---

「西部出張所
生活総務課」を「西部出張所
総務課」に、
「下水道管理
課」を「下水道総務
課」に改め、同表ひな形の11の21を次のよ
うに改める。
11の21

削除

附 則
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月31日揭示済)

正 誤

平成22年 6 月 7 日付け奈良市公報号外第13号

下水道管理 課	下水道事業 受益者負担 金納入証明 用
	下水道法に よる許認可 等事務用

事業事務専用市長印の項中

下水道総務 課	下水道事業 受益者負担 金納入証明 用
下水道維持 課	下水道法に よる許認可 等事務用

を に改め、同表医療扶助事

務専用市長印の項中「保護第一課」を「保護第二課」に改
め、同表環境検査センター事務専用市長印の項を削り、同
表市長認印の項中

ペー ジ	段	行	誤	正
27	右	31	「及び滞納整理 課並びに債権整 理課」に、「及び 徴収に」を 「及び徴収並び に税外未収債権 調査等に」に	「、納税課及び 滞納整理課」